

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について

(昭和49年3月19日岡人委第490号通知)

(沿革)

昭和49年	6月28日第124号	昭和50年	7月22日第124号
昭和50年	12月25日第242号	昭和51年	9月28日第161号
昭和52年	4月1日第1号	昭和52年	4月20日第25号
昭和53年	4月1日第9号	昭和53年	6月12日第84号
昭和53年	12月26日第214号	昭和54年	2月1日第248号
昭和54年	5月25日第53号	昭和54年	12月26日第187号
昭和55年	2月4日第216号	昭和55年	5月23日第42号
昭和56年	3月25日第257号	昭和56年	5月18日第52号
昭和57年	3月16日第288号	昭和58年	4月1日第1号
昭和59年	3月31日第284号	昭和59年	11月2日第229号
昭和60年	4月13日第26号	昭和60年	12月24日第255号
昭和61年	3月18日第329号	昭和61年	12月23日第232号
昭和62年	4月1日第1号	昭和63年	4月1日第5号
平成元年	4月1日第3号	平成元年	5月12日第70号
平成元年	12月22日第232号	平成2年	3月31日第305号
平成2年	12月26日第219号	平成3年	3月8日第275号
平成4年	3月23日第346号	平成4年	5月19日第89号
平成4年	7月13日第105号	平成5年	4月1日第2号
平成5年	4月22日第41号	平成5年	12月24日第223号
平成6年	4月1日第6号	平成6年	12月27日第284号
平成7年	3月22日第374号	平成8年	6月28日第68号
平成8年	12月25日第210号	平成9年	2月12日第243号
平成10年	4月24日第24号	平成11年	4月1日第3号
平成11年	4月21日第16号	平成11年	7月9日第88号
平成11年	12月21日第181号	平成12年	3月24日第295号
平成12年	4月25日第44号	平成13年	1月17日第248号
平成13年	3月30日第321号	平成13年	5月11日第40号
平成13年	8月15日第123号	平成13年	12月21日第214号
平成14年	3月19日第282号	平成16年	4月1日第236号
平成16年	12月21日第144号	平成17年	7月1日第56号
平成17年	12月21日第150号	平成18年	3月27日第198号
平成18年	5月22日第35号	平成18年	9月29日第114号
平成19年	3月30日第210号	平成19年	5月8日第25号
平成19年	12月25日第162号	平成20年	2月1日第188号
平成20年	2月19日第201号	平成20年	3月11日第214号

平成20年	9月26日第100号	平成20年	12月22日第155号
平成21年	3月31日第197号	平成22年	3月17日第183号
平成22年	3月30日第189号	平成24年	3月30日第234号
平成25年	3月19日第283号	平成25年	10月1日第138号
平成26年	3月3日第250号	平成26年	12月22日第246号
平成27年	3月20日第310号	平成27年	4月14日第6号
平成28年	1月12日第260号	平成28年	3月22日第289号
平成28年	4月6日第11号	平成28年	4月26日第31号
平成28年	7月12日第114号	平成29年	3月21日第266号
平成30年	3月6日第300号	平成30年	7月12日第120号
平成30年	12月17日第315号	平成30年	12月25日第316号
平成31年	1月29日第350号	令和2年	1月30日第383号
令和2年	2月28日第416号	令和2年	3月3日第421号
令和2年	3月3日第424号	令和2年	5月11日第42号
令和3年	6月16日第82号	令和3年	7月28日第119号
令和4年	3月31日第369号	令和4年	4月21日第27号
令和6年	1月9日第274号	令和6年	12月13日第261号
令和6年	12月25日第277号	令和7年	3月21日第350号 改正

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）の運用について次のように定め、昭和49年4月1日から適用することとしたので通知します。

（用語の意義）

第2条関係

- 1 この条の第6号の「これに相当する正規の試験」とは、次の試験をいう。
 - 一 岡山県職員A採用試験（アピール型）
 - 二 岡山県職員A採用試験（技術・春）
 - 三 岡山県職員A採用試験（技術・秋）
 - 四 社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験
 - 五 岡山県警察行政職員A採用試験
- 2 この条の第7号の「これに相当する正規の試験」とは、次の試験をいう。
 - 一 岡山県警察行政職員B採用試験
 - 二 岡山県警察官採用試験
 - 三 岡山県警察交通巡視員採用試験
 - 四 市町村立小・中学校事務職員採用試験

(級別定数)

第4条関係

「別に定める」等級の定数は、当分の間、規則第3条の規定により分類され、現に各等級に属する職員の数とする。

(新たに職員となつた者の号給)

第6条関係

- 1 この条の第1項第1号の規定の適用に当たつて用いられる初任給基準表に定める号給には、第11条の規定による号給が含まれる。
- 2 この条の第1項第1号ロの「決定級が初任給基準表に定める等級より上位の等級である職員」とは、新たに職員となつた者の決定された等級がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定められている等級より上位である職員をいい、例えば、行政職給料表初任給基準表の試験欄の「その他」の区分の適用を受ける職員であつてその等級が2級以上であるもの等がこれに該当する。
- 3 この条の第1項第1号ロの「第18条第1項の規定により得られる号給」とは、初任給基準表のその者に適用される区分に対応する初任給欄の号給を昇格の日の前日に受けていたものとしてこの規定を適用した場合に得られる昇格後の号給をいう。

なお、この規定の適用については、昇格したものとされる等級が2級以上上位の等級である場合においても同様とする。

- 4 この条の第1項第2号の「初任給基準表の職種欄又は試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員」とは、例えば教育職給料表(一)の適用を受ける高等学校の校長等をいう。

(初任給基準表の適用方法)

第7条関係

- 1 この条の第2項第2号の「準ずる試験と人事委員会が認める試験」は国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験(新たに職員となつた者の職種と同じ職種の試験に限る。)とする。
- 2 この条の第2項第3号の「同等と人事委員会が認める職」は、選考により採用する職の範囲(昭和47年岡山県人事委員会公示第2号)第1号に規定する職とする。
- 3 この条の第2項の規定による「正規の試験」の適用を受ける職員の各区分は、同項第1号に該当する者にあつては、その任用の基礎となつた正規の試験の区分、同項第2号に該当する者にあつては第1項に規定する試験の区分、同項第3号に該当する者にあつてはこの条の第4項に規定する学歴に対応する区分に応じて適用するものとする。

4 この条の第3項の「初任給基準表において別に定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 教育職給料表（一）初任給基準表の備考第2項に規定する場合
- 二 教育職給料表（二）初任給基準表の備考に規定する場合
- 三 小学校・中学校教育職員給料表初任給基準表の備考に規定する場合
（経験年数の起算及び換算）

第8条関係

1 経験年数の計算は、月を単位として行うものとする。この場合において1の月に職員として同種の職務に在職した期間とその他の期間があるとき又は換算率の異なる2以上の期間があるときは、その月は、職員にとって有利なほうの経歴の期間に係る月として取り扱うものとする。

なお、学校の卒業日の属する月は、その学籍にあつたものとして取り扱うものとする。

2 経験年数換算表により換算したものに1月未満の端数が生じたときは、その端数を合算するものとし、その結果において1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。

（経験年数の調整）

第9条関係

この条の規定は、経験年数を免許を取得した時以後とする旨初任給基準表の備考に定められている職員に対しても適用される。この場合において、職員が修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を取得した時期がその免許を取得した時以後であるときは、当該学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつてその者の経験年数として取り扱うものとする。

（経験年数の取扱いの特例）

第10条関係

1 「初任給基準表の備考に別段の定めがある場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 教育職給料表（一）初任給基準表の備考に規定する場合
- 二 教育職給料表（二）初任給基準表の備考に規定する場合
- 三 小学校・中学校教育職員給料表初任給基準表の備考に規定する場合
- 四 医療職給料表（一）初任給基準表の備考に規定する場合
- 五 医療職給料表（二）初任給基準表の備考に規定する場合
- 六 医療職給料表（三）初任給基準表の備考第1項に規定する場合

2 前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける職員については、第9条の規定は適用されない。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第11条関係

この条の「同欄の号給とする」とは、初任給基準表の初任給欄に定める号給を同項の規定による号給に読み替える趣旨である。

(経験年数を有する者の号給)

第12条関係

1 第11条の規定による号給の調整に当たり調整の対象とならなかつた1年未満の端数は、この条の第1項各号に定める経験年数として取り扱うことができる。

2 この条の第1項各号に定める経験年数の算定に当たっては、この条の第2項の規定により、第8条の規定に準じて職員として同種の職務に従事した年数以外の年数を経験年数に換算することができる。

なお、初任給基準表の備考にこの条の第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定めがなされている次に掲げる規定の適用を受ける職員の経験年数については、それぞれその定めるところによる。

- 一 教育職給料表（一）初任給基準表の備考の規定
- 二 教育職給料表（二）初任給基準表の備考の規定
- 三 小学校・中学校教育職員給料表初任給基準表の備考の規定
- 四 医療職給料表（一）初任給基準表の備考の規定
- 五 医療職給料表（二）初任給基準表の備考の規定
- 六 医療職給料表（三）初任給基準表の備考第1項の規定

3 この条の第1項の「人事委員会の定める者」は、第12条の規定の適用を受けた場合にあつて切り捨てられた月数を有する者とし、同項の「人事委員会の定める数」は、切り捨てられた月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。以下同じ。）を12月で除した数に規則別表第7イCの項の上段に掲げる号給数（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級以上であるもの又は第30条の2各号に掲げる職員（この項並びに第31条関係第7項及び同条関係第9項において「行政職給料表8級以上職員等」という。）にあつては、別表第七ロのCの項に掲げる号給数）を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成2年岡山県人事委員会規則第9号）附則第2項の適用を受ける職員に係る「人事委員会の定める数」は、切り捨てられた月数のうち平成2年4月1日前に係るものに3分の2を乗じて得た月数（1月未満

の端数があるときは、これを切り上げた月数) とその切り捨てられた月数のうち同日以後に係るものに相当する月数との合計月数を12月で除した数に規則別表第7イCの項の上段に掲げる号給数(行政職給料表8級以上職員等にあつては、別表第七ロのCの項に掲げる号給数)を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とする。
(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第13条関係

この条の「その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとして、これらの規定を適用した場合」には、当該下位の区分を用い、かつ、当該下位の資格のみを有するものとして第11条又は第12条の規定を適用した場合(例えば、試験欄の「大学卒業程度」の区分の適用を受ける者で「大学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものについて、「高校卒業程度」の区分を用い、かつ、「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格のみを有するものとして第12条の規定を適用した場合)を含むものとし、この場合には、これにより得られる号給をもつて、この条の規定による号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第14条関係

この条の規定により職員の号給を決定する場合には、そのつど承認を得なければならない。

なお、人事交流等により異動した場合の号給の決定について(平成18年岡人委第222号通知)に定めるところによるときは、あらかじめこの条の規定による人事委員会の承認があつたものとして取り扱うことができる。

(特殊の職に採用する場合の号給)

第15条関係

この条の規定により職員の号給を決定する場合には、そのつど承認を得なければならない。

(昇格)

第16条関係

- 1 職員を昇格させる場合には、この条に定める基準によるほか、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 2 この条の第4項に規定するその者の在級していた年数の計算については、民法(明治29年法律第89号)の規定による期間計算の例によるものとする。
- 3 降格した職員が昇格する場合におけるこの条の第4項の規定の適用に

当たっては、その者が降格前の等級以上の等級に在職していた年数をその現に属する等級に在級している年数として取り扱うことができる。

(昇格の場合の号給)

第18条関係

- 1 この条の第2項の「1級上位の等級への昇格が順次行われたものとして取り扱う」とは、現に属する等級より1級上位の等級に昇格したものとした場合にこの条の第1項の規定により得られる号給を基礎として、更にその1級上位の等級に順次昇格したものとしてこの条の第1項の規定を適用することをいう。
- 2 この条の第3項の「初任給として受けるべき号給」とは、第6条、第11条から第13条まで又は第15条の規定により受けることとなる号給をいう。
- 3 この条の第4項の規定により職員の号給を決定する場合には、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得なければならない。

(初任給基準を異にする異動の場合の等級及び号給)

第21条関係

- 1 この条の第1項の「初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職に異動させる場合」には、初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職に異動させる場合を含む。
- 2 この条の第2項第1号の「免許等を必要とする職務」は、いわゆる免許を必要とする職のほか、その職に任用するに当たって任用上の資格等を必要とする職を含むものとする。また、その免許等を取得した時が新たに職員となつた時以前である者については、新たに職員となつた時から異動後の職と同種の職に引き続き在職したものとみなして同号の規定を適用するものとする。
- 3 この条の第2項第1号の規定により異動後の職に引き続き在職したものとみなして昇格、昇給等の規定を適用する場合には、それぞれその在職していたとみなす時における昇格、昇給等の規定によるものとする。
- 4 この条の第2項第2号の「別に定める基準」は、初任給基準を異にする異動の場合の号給について（平成18年岡人委第221号通知）に定めるところによる。
- 5 この条の第3項の「初任給として受けるべき号給」については、第18条関係第2項の例による。

(昇給日等)

第28条関係

この条の「人事委員会が定める事由」は、訓告その他の矯正措置（勤務

成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとして各任命権者があらかじめ指定するものを除く。第31条関係第1項第2号において同じ。)を受けた場合とする。

(勤務成績の証明)

第29条関係

この条に規定する勤務成績の証明は、人事評価、勤務評定その他その者の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づいて行うものとする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条関係

1 次に掲げる職員(次項各号に掲げる職員を除く。)は、この条の第1項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、同項第3号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

一 基準期間(この条の第2項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。)において、減給の処分(その対象となつた事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(次項第1号に規定するものを除く。)を受けた職員

二 基準期間において、訓告その他の矯正措置を受けた職員

三 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員(勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であつても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。次項第2号において同じ。)

四 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員

2 次に掲げる職員は、この条の第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、同項第3号又は第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

一 基準期間において、停職の処分、減給の処分(前項第1号に規定するものを除く。)又は戒告の処分(その対象となつた事実の勤務成績

- に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員
- 二 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員
- 三 前項第4号に掲げる職員でその態様が著しいもの
- 3 第1項第1号、同項第2号又は前項第1号に掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分又は矯正措置の直接の対象となつた事実に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。
- 4 この条の第2項各号の「人事委員会の定める事由」は、次に掲げる事由とする。
- 一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号。以下「勤務時間条例」という。）第3条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間
- 二 勤務時間条例に規定する年次休暇、病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。次項において同じ。）による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは公務通勤による負傷若しくは疾病、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは業務通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病又は同条例第11条第1号に規定する退職派遣者の同条例第9条に規定する特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは業務通勤による負傷若しくは疾病を含む。）によるものに限る。）及び特別休暇
- 三 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する病気休職（公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。）

- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。「以下「育児休業法」という。」）第2条第1項に規定する育児休業
- 五 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- 六 勤務時間条例第6条に規定する介護休暇
- 七 勤務時間条例第6条に規定する介護時間
- 八 勤務時間条例第6条に規定する子育て支援時間
- 九 次に掲げる場合の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和28年岡山県条例第49号）第2条第2号の規定による職務に専念する義務の免除
- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定に基づく人間ドック又は厚生に関する計画による総合健康診断を受ける場合
- (2) 岡山県職員安全衛生管理規程（昭和49年岡山県訓令・岡山県人事委員会訓令・岡山海区漁業調整委員会訓令・岡山県監査委員訓令・岡山県議会訓令・岡山県企業訓令・第1号。以下この号において「安全衛生管理規程」という。）第15条第1項第1号及び岡山県警察職員健康管理規程（平成12年警察訓令第17号。以下この号において「健康管理規程」という。）第14条第1項第1号に規定する採用時健康診断又は安全衛生管理規程第15条第1項第2号及び健康管理規程第14条第1項第2号に規定する定期健康診断を受ける場合
- (3) 地方公務員等共済組合法第112条の2の規定に基づく特定保健指導を受ける場合
- 十 令和6年能登半島地震の被害に伴う職務に専念する義務の免除の取扱いについて（令和6年岡人委第272号）の規定による職務に専念する義務の免除
- 5 この条の第2項第1号の基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第2号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、勤務時間条例に規定する週休日及び休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）とする。また、職員の勤務しなかつた時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもつて1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- なお、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山

県人事委員会規則第16号)第2条第1項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の勤務日については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱い、それを日に換算するときは、7時間45分をもつて1日とするものとする。

6 この条の第4項の「人事委員会が定める場合」は、各任命権者において、昇給区分を決定する職員の総数が少ない場合とする。

7 この条の第4項の「人事委員会の定める割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 Aの昇給区分に係る割合については100分の5、Bの昇給区分に係る割合については100分の20

二 規則第30条各号に掲げる職員 Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

三 行政職給料表8級以上職員等 Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

8 任命権者は、前項第1号に定める割合におおむね合致するようこの条の第1項第1号又は同項第2号に掲げる職員に該当するか否かの判断を行う場合に、必要と認める範囲内で、前項第1号に掲げる職員の区分について、給料表（行政職給料表、公安職給料表、又は医療職給料表（一）に限る。）及び当該給料表の適用を受ける職員の等級の別により、次の各号に掲げる職員については細分化することができる。この場合における同号の規定の適用については、同号中「Aの昇給区分」とあるのは、「次項の規定により細分化された区分ごとにそれぞれAの昇給区分」とする。

一 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が3級以上7級以下であるもの

二 公安職給料表の適用を受ける職員でその等級が4級以上8級以下であるもの

三 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその等級が2級以上3級以下であるもの

9 この条の第1項から第3項までの規定により昇給区分を決定する行政職給料表8級以上職員等の総数に占める当該行政職給料表8級以上職員等であつてこの第31条第1項1号及び同項第2号に規定する職員であるものの数の割合が100分の40を超える場合であつて、勤

務成績に基づきCの昇給区分に決定することが著しく不適當であつてBの昇給区分に決定する必要があると認められる職員がいるときにおける第7項第3号の規定の適用については、同号中「100分の30」とあるのは「100分の30を超え100分の40以下の範囲内において必要と認められる割合」とする。

10 この条の第6項の「人事委員会の定める数」は、規則別表第七Cの項に掲げる数とする。

11 この条の第6項の「人事委員会の定める職員」は、前年の昇給日後に、新たに職員となり初任給の号給を決定された職員又は第18条第3項、第21条第3項（第22条において準用する場合を含む。）若しくは第37条の規定により号給を決定された職員であつて、当該号給の決定に係る事情等を考慮した場合に、その者の昇給の号給数をこの条の第6項に規定する「相当する号給数」とすることが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員とし、これらの職員についての「人事委員会の定める号給数」は、この条の第1項から第5項までの規定を適用した場合に得られる号給数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が定める号給数とする。

12 職員の昇給については、その実施状況を適切に記録しておくものとする。また、職員の昇給区分をD又はEに決定した場合には、その根拠となる規定を職員に文書で通知するものとする。

（表彰又は研修による昇給）

第33条関係

この条の各号の規定による昇給に関し、その対象となる表彰又は研修、対象職員の範囲、実施方法その他必要な事項については、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

（退職、死亡等による昇給）

第34条関係

1 この条の第1号の「勤続期間」は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）の規定による退職手当の算定の基礎となる勤続期間とする。

2 この条の第4号（1）の「別に定める号給数」は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 障害等級が第8級又は第9級の者 4号給

二 障害等級が第10級又は第11級の者 3号給

三 障害等級が第12級又は第13級の者 2号給

（表彰、研修等による昇給の時期）

第35条関係

この条に規定する昇給の時期が、昇格又は降格の日若しくは第28条に規定する昇給日と同日である場合は、当該昇格又は降格直後の号給若しくは当該昇給日直後の号給を基礎として第33条又は第34条の規定を適用するものとする。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第36条関係

この条の「等級の最高の号給を受ける職員」とは、各昇給日（第33条又は第34条に定めるところにより行う昇給については、第35条に定める日）において現に当該号給を受けている職員をいう。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第37条関係

- 1 「上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合」とは、職員が正規の試験の結果に基づき任用された場合及び学歴免許等の資格その他職務の遂行に必要な免許等の資格を取得した場合をいう。
- 2 「初任給決定の基準の改正」とは、初任給基準表、経験年数換算表、学歴免許等資格区分表、修学年数調整表その他規則に定める初任給決定の基準の改正（これらの表の規定に基づく通知の改正を含む。）のうち、当該改正に伴い職員の号給を調整する必要があると認められる改正をいう。
- 3 次の各号に定めるところによるときは、あらかじめ人事委員会の承認があつたものとして取り扱うことができる。
 - 一 職員が現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至つた場合においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができるものとし、この場合の当該初任給として受けるべき号給については、第18条関係第2項の例による。
 - 二 初任給基準表が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは修学年数調整表が改正された場合（これらの表の規定に基づく通知が改正された場合を含む。）で、改正後の当該基準の適用を受ける者との均衡上必要があると認められるときは、職員の号給を改正後の当該基準並びに第6条及び第11条の規定を適用したのものとした場合に得られる号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第38条関係

この条の規定の適用については、復職時等における号給の調整について

(平成18年岡人委第211号通知)に定めるところによる。

(この規則により難い場合の措置)

第40条関係

この条の規定により別段の取扱いをする場合には、そのつど承認を得なければならない。その場合においては、別段の取扱いをしなければならない理由、その方法、効果、職名、氏名等その別段の取扱いをするに当たつて必要な事項を具体的に記載した文書により行うものとする。

等級別職務区分表関係

教育職給料表(一)等級別職務区分表の職欄、教育職給料表(二)等級別職務区分表の職欄及び小学校・中学校教育職員給料表等級別職務区分表の職欄の「人事委員会が定める講師」は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による各相当学校の教諭の普通免許状又は特別免許状を有するが、日本国籍を有しない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 岡山県公立学校教員採用候補者選考試験に合格し、任用の期限を附さない常勤の講師に採用された者
- 二 他の地方公共団体において任用の期限を附さない常勤の講師として勤務する者(当該地方公共団体の公立学校教員採用候補者選考試験に合格した者に限る。)から人事交流により引き続いて任用の期限を附さない常勤の講師に採用された者

初任給基準表関係

- 1 教育職給料表(一)初任給基準表の学歴免許等欄、教育職給料表(二)初任給基準表の学歴免許等欄及び小学校・中学校教育職員給料表初任給基準表の学歴免許等欄の「専門職学位課程」とは、学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限(当該標準修業年限が専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあつては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限)が2年以上のものをいう。
- 2 教育職給料表(一)初任給基準表の職種欄、教育職給料表(二)初任給基準表の職種欄及び小学校・中学校教育職員給料表初任給基準表の職種欄の「人事委員会が定める講師」は、等級別職務区分表関係の例による。

修学年数調整表関係

修学年数調整表の学歴区分欄の「専門職学位課程」については、初任給基準表関係第1項の例による。

学歴免許等資格区分表関係

- 1 学歴免許等資格区分表の「学歴免許等の資格」欄の「上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」は、同表の「学歴免許等の区分」欄の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。
- 2 学歴免許等資格区分表の大学卒の欄第3号の「専門職学位課程」については、初任給基準表関係第1項の例による。
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に修学した者又は通信教育等を受講した者については、その者の実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常の課程を卒業し、又は修了したものとみなし、それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。したがって、例えば定時制の高等学校の卒業（修学年数4年）は3年制の高等学校の卒業と、大学の通信教育の課程の修了は、4年制の大学の卒業として取り扱う。
- 4 次の各号に該当する者の学歴免許等の資格の取扱いについてはそれぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 学校教育法による大学の2年制の課程を修了した者及び同法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者については、「短大2卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
 - 二 次に掲げる者については、それぞれ次に定める学校の卒業者又は修了者に準じて取り扱うことができる。
 - (1) 学校教育法第57条、第90条第1項（平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。）又は第91条第2項の規定により同法による中学校、高等学校、中等教育学校又は大学の卒業者又は修了者と同等の資格を有すると認められている者（(2)に該当する者を除く。） それぞれ当該学校
 - (2) 学校教育法第90条第2項に規定する大学が同項の規定により当該大学に入学させた者 高等学校
 - 三 学校教育法による専修学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格及び別表の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数が、(1)、(2)、(4)又は(5)にあつては680時間以上、(3)又は(6)にあつては800時間以上のものに限る。
 - (1) 修業年限3年以上の専門課程の卒業者 「短大3卒」の区分

- (2) 修業年限 2 年以上の専門課程の卒業者 「短大 2 卒」の区分
- (3) 修業年限 1 年以上の専門課程の卒業者 「高校専攻科卒」の区分
- (4) 修業年限 3 年以上の高等課程の卒業者 「高校 3 卒」の区分
- (5) 修業年限 2 年以上の高等課程の卒業者 「高校 2 卒」の区分
- (6) 修業年限 1 年以上の高等課程の卒業者 「中学卒」の区分

四 学校教育法による各種学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格及び別表の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。

- (1) 「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程の卒業者
「短大 2 卒」の区分
- (2) 「中学卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上の課程の卒業者
「高校 3 卒」の区分
- (3) 「中学卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程の卒業者
「高校 2 卒」の区分

五 別表の甲表中 2 短大卒、2 短大 2 卒の（18）に掲げる「都道府県農業講習所」には当該農業講習所と同程度以上の授業内容を有する都道府県の農業大学校、農業短期大学校等を含むものであること。

六 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部（大学卒を入学資格とする修業年限 1 年のものに限る。）の卒業者の別表の甲表に掲げる学歴免許等の資格の区分は、「大学専攻科卒」として取り扱うことができるものとする。

七 旧茨城総合高等職業訓練校原子力科（旧茨城総合職業訓練所原子力工業科を含むものとし、「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年の課程に限る。）の卒業者については、第 4 号の（1）に該当する者に準じて取り扱うことができる。

5 学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格（別表の甲表に定める学歴免許等の資格を含む。）以外の資格を有する者（前項に定める者を除く。）について、他の学歴免許等の資格を有する者との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て当該資格を同表に定める学歴免許等として取り扱うことができる。

6 別表の乙表に掲げる初任給基準表の適用を受ける職員のうち、別表の乙表の「学歴免許等の資格」欄に掲げる学歴免許等の資格を有する者に、当該初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分を適用する場合における当該学歴免許等の資格の属する区分は、別表の乙表の「基準学歴区分」欄に定める区分とする。

経験年数換算表関係

- 1 経験年数換算表の経歴欄の左欄の「国、地方公共団体又は旧公共企業体、地方公営企業、政府関係機関若しくは外国政府又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の「これに準ずる期間」とは、常時勤務に服する者以外の者であって勤務形態等が常時勤務に服する者と類似するものとして職務に従事した期間をいう。
- 2 経験年数換算表の経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」の区分の適用を受ける期間には、司法修習生の修習期間など、職員としての職務に直接役立つ知識及び能力を習得するための研修等を受けた期間も含まれる
- 3 学校教育法による大学の1の学部の課程を修了した後に他の学部の課程を修了した場合等同等の学校の課程を重複して修了した場合には、その重複して在学した期間は、経験年数換算表の「学歴免許等資格区分表に掲げる学校等における在学期間」として取り扱うことができる。
- 4 学校教育法による高等学校の定時制の課程若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学に置かれる夜間の学部にて在学した期間又は通信教育（学歴免許等資格区分表に掲げる学校等が行うものに限る。）を受講した期間に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学歴免許等資格区分表に掲げる学校等における在学期間」の区分によるものとしこの場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。
- 5 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、修学年数調整表備考第5項第1号に修学年数及び調整年数の特例が定められているので、当該実地修練の期間のうちの1年については、経験年数換算表を適用することができない。
- 6 経験年数に換算される期間中に休職、停職、待命等のため、職務に従事しなかつた期間がある場合は、「その他の期間」の「その他の期間」に含めるものとする。